

松江市公平委員会情報セキュリティポリシー

1 目的

松江市公平委員会情報セキュリティポリシーは、公平委員会が取り扱う情報資産のうち、松江市が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり。

(1) 松江市情報セキュリティポリシー

松江市が策定する情報セキュリティポリシー(以下「市長部局ポリシー」という。)のことをいう。

(2) 情報資産

市長部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは、公平委員会が保管する情報のことをいう。

3 情報セキュリティ基本方針

公平委員会の情報セキュリティ対策等に関し、本規程に定めのない事項については、原則、市長部局ポリシーの各規定を準用(「第2章1組織体制」を除く。)する。

4 組織体制

(1) 幹事

委員会業務全般の情報セキュリティ管理の総括及び情報資産に関する情報セキュリティに関する委員会内遵守状況等の管理(公平委員含む)

(2) 事務職員の内公平委員会の事務を統括する職員

情報資産のセキュリティ担当者

5 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、市長部局ポリシーに準じ、幹事が決定する。

附 則

本規程は、令和8年2月17日から施行する。